

## サウジアラビア：個人データ保護法施行規則の施行

中東/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年10月12日号

執筆者:

[森下 真生](#)

[m.morishita@nishimura.com](mailto:m.morishita@nishimura.com)

[羽野島 章泰](#)

[a.hanoshima@nishimura.com](mailto:a.hanoshima@nishimura.com)

### 1. サウジアラビアにおける個人データ保護法

サウジアラビアでは、2021年9月21日に個人データ保護法が承認され、同9月24日に公表されました。施行日は、公表から180日後の2022年3月23日が予定されていましたが、延期が発表され、2023年3月17日が施行予定日とされていました。

しかし、その後、2023年3月21日に個人データ保護法の改正が承認されるとともに、施行予定日も再度延長され、2023年9月14日に施行されるに至りました。

施行規則は、個人データ保護法の施行日以前に出されることとされていましたが（個人データ保護法42条）、2023年9月5日に国外移転規則が、同月7日に施行規則がそれぞれ発表され、両規則とも個人データ保護法の施行と同日の同月14日に施行されました。

施行規則は、個人データ保護法全般について定める規則であり、国外移転規則は、個人データの国外移転に関する規則です。本稿では、両規則について、主要な点について説明します。

個人データ保護法の概要については [2022年11月17日付ニュースレター](#)、[同月25日付ニュースレター](#) 及び [2023年4月21日付ニュースレター](#) において解説しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

### 2. データ収集時の通知

個人データ保護法において、データ管理者は、データ主体から直接個人データを収集する場合、データの収集を開始する前に一定の事項をデータ主体に通知するための適切な手段を講じなければなりません（個人データ保護法13条）。同条において、具体的に列記される事項の他、施行規則によって定められる事項についても通知が必要となっていたところ、施行規則において、以下の事項の通知が必要であることが規定されました（施行規則4条1項）。

- ① データ管理者の身元、連絡先及びその他データ管理者により設けられた個人データ保護に関する連絡を目的とした窓口の詳細。
- ② （該当する場合）データ保護オフィサーの連絡先。
- ③ 個人データを収集及び処理する法的根拠及び特定された明確且つ明示的な目的。
- ④ 個人データの保存期間又はそれが不可能な場合は保存期間を決定するために用いる指標。
- ⑤ 個人データ保護法4条に規定されたデータ主体の権利及びかかる権利を行使するためのメカニズム。
- ⑥ 個人データの処理に対する同意の撤回方法。
- ⑦ 個人データの収集又は処理が強制か任意かの別。

### 3. データ処理を委託する際の要件

個人データ保護法において、データ管理者は、データ処理者を選択する場合、個人データ保護法及び規則上の義務の履行について必要な保証を提供する者を選択しなければならず、データ処理者が、データ主体又は所轄官庁に対する責任を損なうことなく、個人データ保護法及び規則を遵守していることを確認しなければならないとされています（個人データ保護法 8 条）。

施行規則においては、さらに、データ管理者は、選択されたデータ処理者が個人データを保護するための十分な保証を提供することを確保しなければならず、データ処理者との間の契約において以下の事項を含めなければならないとされました（施行規則 17 条 1 項）。

- ① 処理目的。
- ② 処理される個人データの類型。
- ③ 処理期間。
- ④ データブリーチの際に個人データ保護法及び規則に従い遅滞なくデータ管理者に通知する旨の誓約。
- ⑤ データ処理者が他の国において規則の対象となるか否か並びに個人データ保護法及び規則の遵守への影響の明記。
- ⑥ サウジアラビアの適用される法令上の強制的な個人データの開示のためには、かかる開示をデータ処理者がデータ管理者に通知する限り、データ主体の事前同意が要求されないこと。
- ⑦ データ処理者による再委託者及び個人データが開示されるその他の者の明記。

また、データ管理者は、データ処理者に対し明確な指示を出すものとされ、データ処理者がデータ管理者の指示又はサウジアラビアにおいて適用される法令に反した場合、データ処理者は遅滞なくデータ管理者に書面で通知しなければならないとされました（施行規則 17 条 2 項）。

### 4. 個人データの国外移転要件

#### (1) 個人データ保護法上の要件

個人データ保護法においては、移転の目的が、(a)サウジアラビアが当事者である条約の下での義務履行である場合、(b)サウジアラビアの利益に奉仕する場合、(c)データ主体が当事者となっている義務履行である場合、又は(d)施行規則によって定められる他の目的である場合のいずれかである場合（29 条 1 項）、以下の条件を満たせば（29 条 2 項）、個人データの国外移転が可能とされます。

- ① 移転又は開示が、国家安全保障又はサウジアラビアの重大な利益を害するものではないこと。
- ② 移転先又は開示先の国において、個人データ保護法及び施行規則に定められた基準を下回らない、個人データのための十分な保護水準があること（十分な保護水準の有無は、監督当局が適切と思われる者とともに評価の結果により決まるとされています。）。
- ③ 移転又は開示は、必要最小限の個人データに限定されること。

なお、上記「(d) 施行規則によって定められる他の目的」は、国外移転規則において、①データ移転により中央管理業務を含むデータ管理者の活動を可能とする場合、②データ主体にサービス若しくは利益を提供

する場合、又は③科学的調査及び研究を実施する場合は該当するとされています（国外移転規則 2 条 4 項）。

## (2) 国外移転規則上の要件

国外移転規則において、個人データをサウジアラビア国外の者に移転又は開示する場合、データ管理者は、かかる移転又は開示がデータ主体のプライバシー又は個人データ保護法及び規則で保証された個人データ保護基準に影響しないことを確保しなければならず、少なくとも当該移転又は開示は以下のいずれも損なってはならないとされています（国外移転規則 2 条 3 項）。

- ① データ主体による個人データ保護法上保証された権利の行使能力。
- ② データ主体による処理に対する同意の撤回権。
- ③ データ管理者によるデータブリーチの通知義務の遵守能力。
- ④ データ管理者による個人データの開示のための規定、管理及び手続の遵守能力。
- ⑤ データ管理者による個人データの破棄のための規定及び管理の遵守能力。
- ⑥ データ管理者による個人データの保全を確保するために必要な組織的、管理的及び技術的な措置の実行能力。

また、上記(1)のとおり、個人データ保護法 29 条 2 項において、移転先の国において、個人データ保護法及び規則に定められた基準を下回らない、個人データのための十分な水準の保護がある場合には、個人データのサウジアラビア国外への移転が可能になっていますが、かかる十分な水準の保護がない場合であっても、移転先の国又は国際機関における規制要件がデータ主体のプライバシー又は適切な安全措置を行使する能力を侵害しない場合は、個人データのサウジアラビア国外への移転が可能とされています（国外移転規則 5 条 1 項）。適切な安全措置とは、以下を含むものとされています。

- ① 所轄官庁が承認する共同の経済活動に従事する団体の関係者全てに適用される法的拘束力ある共通ルール（Binding Common Rules）。
- ② サウジアラビア国外に移転される個人データの十分な保護水準を確保する所轄官庁により発行される標準モデルに従った標準契約条項（Standard Contractual Clauses）。
- ③ 所轄官庁により認められた団体によるサウジアラビア国内の個人データ保護法及び規則を遵守していることの証明並びにサウジアラビア国外のデータ管理者又はデータ処理者による適切な安全措置を講ずることの執行可能な誓約。
- ④ 所轄官庁が承認する法的拘束力ある行動規範（Binding Codes of Conduct）及びサウジアラビア国外のデータ管理者又はデータ処理者による適切な安全措置を講ずることの執行可能な誓約。

さらに、個人データのための十分な水準の保護がなく、国外移転規則 5 条 1 項に定める適切な安全措置を講ずることもできない場合であっても、以下のいずれかの場合は、個人データをサウジアラビア国外に移転することができるかとされています（国外移転規則 6 条）。

- ① データ主体が当事者である契約の履行に必要な場合。
- ② データ管理者が公的機関であり、個人データの移転又は開示がサウジアラビアの国家安全保障又は公益

の保護のために必要である場合。

- ③ データ管理者が公的機関であり、犯罪の捜査若しくは発見、犯罪者の訴追又は刑罰の執行のために個人データの移転又は開示が必要な場合。
- ④ 連絡不能なデータ主体の重大な利益を保護するために移転が必要な場合。

## 5. 個人データの漏洩等の場合の通知

個人データ保護法において、データ管理者は、個人データの漏洩や毀損又は不正アクセスの発生を認識した場合には、所轄官庁に通知しなければならないとされています（個人データ保護法 20 条 1 項）。また、個人データの漏洩や毀損又は不正アクセスの発生が個人データに重大な危害を生じさせる場合又はデータ主体の権利若しくは利益と衝突する場合には、データ主体に対しても通知しなければならないとされています（個人データ保護法 20 条 2 項）。

個人データ保護法上は期限は明らかではありませんでしたが、所轄官庁への通知については、施行規則において、データ管理者は、個人データ若しくはデータ主体を害する、又はそれらの権利若しくは利益と衝突する可能性がある事象を認識した場合、72 時間以内に所轄官庁に所定の事項を記載した通知を行わなければならないとされました（施行規則 24 条 1 項）。

## 6. データ保護影響評価

個人データ保護法において、データ管理者は、実施する活動の性質に応じて、公衆に提供される製品又はサービスの個人データの処理結果を評価しなければならないとされています（個人データ保護法 22 条）。これに関して、施行規則では、データ管理者は、以下の場合に個人データ処理の結果データ主体に与える潜在的な影響やリスクを評価し、文書化しなければならないとされています（施行規則 25 条 1 項）。

- ① センシティブデータを処理する場合。
- ② 異なる情報源から得られた 2 つ以上の個人データの集まりを結合、比較又は関連付けする場合。
- ③ データ管理者の活動が、継続的且つ大規模な、法的能力を一部又は全部欠いた者の個人データの処理、その性質上データ主体の継続的なモニタリングが必要な処理運用、新たな技術を用いた個人データの処理、又は、自動化された個人データの処理に基づき決断をすることのいずれかを含む場合。
- ④ データ主体のプライバシーに重大な被害を与える可能性がある個人データの処理を含む製品又はサービスを提供する場合。

影響評価には、少なくとも以下の事項を含めることとされています（施行規則 25 条 2 項）。

- ① 処理目的及びその法的根拠。
- ② 行われる処理の性質、処理される個人データの類型及び情報源、並びに個人データの開示先。
- ③ 個人データの類型及び処理の地理的範囲を明記した処理の範囲。
- ④ データ主体、データ管理者及びデータ処理者の関係を明記した処理の文脈並びにその他の関連する状況。
- ⑤ データ管理者及びデータ処理者が処理目的を達成するために必要な最小限の個人データを処理すること

を可能にする措置の必要性及び比例性。

- ⑥ データ主体への心理的、社会的、物理的又は経済的な影響及びそれらの発生可能性を含む、重大性及び道徳的観点からの影響の深刻さ及びデータ主体への悪影響の可能性に基づく処理の影響。
- ⑦ リスクを回避又は軽減するための措置。
- ⑧ 特定されたリスクを回避することを目的とした措置の適格性。

## 7. データ保護オフィサー（Data Protection Officer）の選任

個人データ保護法において、施行規則によって、データ管理者がデータ保護オフィサー（Data Protection Officer）を選任しなければならない場合とデータ保護オフィサーの責任が定められるものとされています（個人データ保護法 30 条 2 項）。この点について、施行規則において、以下の場合にはデータ保護オフィサーの選任が必要であるとされました（施行規則 32 条 1 項）。

- ① データ管理者が大規模な個人データの処理を伴うサービスを提供する公的機関である場合。
- ② データ管理者の主たる活動が定期的及び継続的に大規模な個人のモニタリングが求められる処理業務である場合。
- ③ データ管理者の基幹活動がセンシティブデータの処理である場合。

さらに、所轄官庁は、いかなる場合にデータ保護オフィサーの選任が必要となるかを含むデータ保護オフィサーの選任に関するルールを定めるとされています（施行規則 32 条 4 項）。

## 8. 処理記録の保持

個人データ保護法において、データ管理者は、当局からの要請に応じて利用できるように、施行規則で指定された期間、データ管理者が実施する活動の性質に応じた個人データ処理の記録を保持しなければならないとされています（個人データ保護法 31 条）。施行規則において、データ管理者は、個人データの処理活動が完了した日から 5 年間及び個人データの処理期間中は処理記録を保存しなければならないとされました（施行規則 33 条 1 項）。処理記録には、少なくとも以下の事項を含める必要があるとされています（同 5 項）。

- ① データ管理者の名称及び連絡先。
- ② （施行規則 32 条により選任が必要な場合）データ保護オフィサーの情報。
- ③ 個人データの処理の目的。
- ④ 処理される個人データ及びデータ主体の種類。
- ⑤ （可能な場合）種類毎の個人データの保存期間。
- ⑥ 個人データの開示先の種類。
- ⑦ 個人データの国外への移転（当該移転の法的根拠及び個人データの受領者を含む）。
- ⑧ （可能な場合）個人データの保全を確保するために必要な組織的、管理的及び技術的な措置並びに手続。



## 中東関連イベント情報

### UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)